

環境影響評価審査会 兵庫県環境影響評価制度のあり方検討部会（第3回）会議録

- 1 日時：平成24年6月1日（金）10:00～12:00
- 2 場所：兵庫県民会館7F「鶴の間」
- 3 議題：
 - （1）早期の環境配慮について
 - （2）事後監視調査について
 - （3）電子縦覧について
 - （4）概要書段階での説明会について
 - （5）その他事項について
- 4 出席委員：山下委員（部会長）、小谷委員、西村委員、花田委員、山中委員（副会長）
- 5 兵庫県：環境管理局长
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名
自然環境課、水大気課、環境整備課
- 6 配付資料
 - 資料1 第2回部会での主な意見と対応
 - 資料2 - 1 早期における環境配慮について
 - 資料2 - 2 事業種別の配慮書手続の実施について（案）
 - 資料2 - 3 条例対象事業と法対象事業との比較
 - 資料2 - 4 配慮書手続フローについて
 - 資料2 - 5 改正法配慮書手続と兵庫県版SEAとの比較
 - 資料3 事後監視調査について
 - 資料4 - 1 環境影響評価図書等の公表について
 - 資料4 - 2 公表に関する手法等について
 - 資料5 概要書段階での説明会及び公聴会の開催について
 - 資料6 その他事項について
 - 参考資料1 環境アセスメント対象事業ごとの計画段階環境アセスメント対象計画
 - 参考資料2 環境影響評価法の一部を改正する法律の施行について
 - 参考資料3 環境庁告示第八十七号（平成九年十二月十二日）（改正法基本的事項）
 - 参考資料4 環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書
- 7 議事概要
 - （事務局が資料1により前回意見とその対応について説明）
 - （事務局が資料2 - 1～2 - 5により早期の環境配慮について説明）
 - （委員）資料2 - 2の対象事業種で「×」がついているものは、特に民間事業者の行うもので配慮書手続を行う段階が捉えにくいものだと思うが、事業者が自主的に配慮書手続を実施すると考える場合や、県が配慮書手続をするほうがよいと指導等を行うことを想定した場合はどうなるのか。
 - （事務局）これまでも、条例の規模に該当しない場合でも、要請を受けて、条例と同様の

自主アセスという形で手続を実施した事例がある。

(委員)「×」の意味は、最初から県で配慮書手続をしなくてよいということか、それとも、するように努めるができないなら仕方ないというものか。

(事務局)法は発電所を含む全事業種を配慮書手続の対象にしている。国は、県も条例制度を検討する中で、法制度に合わせて制度化して欲しいと考えている。今回の資料の「×」は、配慮書手続を最初からしなくてよいという意味ではなく、配慮書手続の実施が難しいものとの認識であり、可能であれば実施すべきと考えている。

(委員)それを制度的にどう規定するか。

(事務局)法第二種事業への配慮書手続と同様に、条例規模は全て対象として、法の対象のものは除くという書き方になるのではないかと考えている。

(委員)原則として条例対象の事業は、配慮書の手続は実施する。ただし、検討の段階がはっきりしないとか、理由によってはしなくていいとするのか。

(事務局)別途規則で定めるなど、条例上どう書くかはテクニックの問題だと思う。考え方を整理して、制度について検討する。

(委員)事業者によっては、社会的責任や周辺地域住民との関係といった観点で、配慮書手続を実施したいと考えるかもしれない。そのため、県が制度上できないとすると趣旨が異なる。それを踏まえて、条例の制度化を検討されたい。

(委員)どこまで「×」いう形で公表するか。この場では、説明を受けてなんとなく解るが。

(事務局)この資料の「×」は、例えば、廃棄物処理場であれば、処理施設の設置に支障があるため、配慮書手続に伴う位置の早期の公表、検討、比較というのが難しいという意味である。

(委員)事業者は、「×」であれば手続をしなくていいと受取る可能性がある。制度化するにあたって、書き方に注意しないといけない。

(委員)間違っ理解されてはいけないので、最終的に、趣旨が解るような形にするということか。

(委員)さきほども話があったとおり、企業にとって、配慮書手続を行っていることが、後で周辺住民との間などで何かあった時に、ある程度プラスに働く面もあると思う。それを踏まえて、文章化してほしい。

(事務局)この資料は、部会で検討するために整理したものである。仮に、「×」「×」で記載する場合は、説明文をつける。最終的には、部会報告案として文章化する際に、反映させる。

(委員)いずれにせよ、配慮書の手続をとらない場合は、概要書に事前配慮とその対応を盛り込むという形にするのか。

(事務局)そのとおり規定したい。

(委員)法第二種事業に関しては、事業者が法手続で配慮書手続を実施する場合は、法に基づき手続を行う。法手続をしない場合で、条例の対象に該当する場合は、条例手続として実施するということが。

(事務局)基本的には条例対象規模のものは配慮書手続を行うが、法により実施されるもの

は、法手続で行うということである。

(委員)問題は、条例の特別地域対象の事業である。兵庫県としては、地域性を踏まえて、特別地域については対象規模を切下げしているが、それでも配慮書手続を実施するということが。

(事務局)そのとおり。

(委員)意見聴取のところで、原則、住民意見、県市町意見を求める。ただし、知事が認める場合は不要とあるが、これは義務と努力義務の中間のようなイメージか。

(事務局)法では努力義務だが、条例は義務化したうえで、知事が認める場合は不要としている。知事が認める場合とは、住民意見聴取が他の手続で取られている場合などについては、県で判断して意見聴取しなくてよいとはどうかということである。例えば、道路事業で、ルート選定の際に、P Iなど住民が入った上での議論が既にされている場合は、知事が認める場合に該当し、手続不要とするなどが考えられる。

(委員)手続が重複する際などを想定しているということか。

(委員)指摘のとおり、改めて自治体意見、住民意見を求める必要がない場合は不要だと思う。知事が認める不要な場合というのは、全て網羅的には書ききれないだろうが、事例でも括弧書きでも入れておいた方がイメージしやすいと思う。

(委員)資料2 - 4 (2)の、条例の手続の流れ(案)で、配慮書手続の中に日と入っているが、これは必要か。例えば、道路などでP I手続と合わせて行う場合は、複数回の意見聴取がある場合もあるし、何日以内というのは事業アセスの場合と同じように、法律の場合も盛込むのか。

(事務局)法は政令等で定めるとあり、現時点では、国がどのように政令等に定めるのか解らない。条例では、手続を進める上で、一定の日数を設定するほうが良いと考えている。

(委員)法律手続と日数も同じように合わせるのか。

(事務局)いたずらに法手続より長いのも、極端に短いのもいけない。法律とのバランスを考えて検討するのが妥当と考える。

(事務局が資料3 - 4 - 2により事後監視調査及び図書の公表等について説明)

(委員)資料4 - 1の検討の方向性に、配慮書のインターネット公表は努力義務にするとあるが、これを努力義務にするというのは、国の法改正に合わせたのか。

(事務局)そのとおり。

(委員)そこは、県独自に強化するという考えはないか。

(事務局)これまでの議論の中で、法より規模の小さな条例対象事業まで、法より厳しくするのはいかがかという意見もあったため、法と合わせた。

(委員)確か、第2回部会の時に、環境省から聞いた上乘せできるかどうかの資料があったと思うが、この上乘せはだめだと言われたのか。

(事務局)法の配慮書手続へインターネット公表への上乗せはできない。

(委員)早めの情報を早めに住民に知らせるとするのが重要であるので、県の方では踏み込んでやるというようにしてほしい。どうしてもできないなら別であるが。

- (委員) この問題は、住民意見聴取の手續とセットだと思う。法は意見聴取も努力義務だから、公表も努力義務となっているのだけども、それこそ住民意見を聴取するのが原則とするならば、それに対しての事業者の意見を含めて公表するのは重要であるし、もう少し踏込めないか。これは、意見聴取手續と足並みを揃えて考える必要がある。
- (事務局) 法の第一種事業に対しては、条例に基づく意見聴取やインターネット公表の上乗せはできないとされている。法の第二種事業で条例配慮書手續をする場合や、条例そのものの配慮書手續は、県で規定できるため、踏込める可能性はある。
- (委員) ここで問題とすべきなのは、法とのバランスか。
- (委員) 規模の小さい条例対象事業に対し、インターネット公表を義務として、規模の大きい法対象事業に対してインターネット公表を義務としないとなると、逆ではないかということ。
- (委員) 法の配慮書手續の公表は、努力義務になっているが、これを条例で義務に上乗せできるか。あるいは、条例に基づく配慮書の公表について、法に合わせてバランスを取って努力義務とするのか。
- (委員) 後者の方となると、法と条例が逆にならないのではないか。
- (委員) バランスが悪いのは確かであるが。
- (事務局) 法の手續に入ったものについて、条例で上乗せするのは難しい。
- (委員) しかし、法律で努力義務となっているけども、現実的には公表しないのは難しいのではないか。
- (事務局) 法の第二種事業で、法か条例のいずれかで配慮書手續を行わなければいけないのなら、手續が厳しい条例よりも法を選ぶということも起こりうる。整合を取っておく必要があると思う。
- (委員) 法律ではこのような書きぶりだが、環境省での技術検討会報告書には、事業者は原則として配慮書手續を行い、原則として公表するなど書かれている。
- (事務局) 実際は公表しないケースの方がレアになりそうだ。
- (委員) そのあたり、県としては条例の書きぶりや、指針などの運用を使い分けるなど、考える必要があるかもしれない。配慮書のインターネット公表の努力義務はこういう意見があったということで、もう少し検討してほしい。
- (事務局) インターネット公表だけでなく、公表自体について検討する。インターネット公表は、事業者から許諾を得て公表する案を示しているが、許諾が必要なのかも検討の余地がある。事業者が実施することを規定すれば、県は事業者のホームページにリンクを貼るだけにするなど、許諾を得て県のホームページに載せる必要があるかどうか検討したい。
- (委員) もう少し整理が必要な部分である。事業者も県も二重にインターネット公表をする場合に、県民のアクセスを考えて、それはいいとするか。インターネット公表は、事業者が実施するので県としてはリンクを貼ればいいとするか。あるいは、事業者から県にインターネット公表を許諾して、県が実施するなら事業者はインターネット公表をしなくていいとするか。これまで2回の議論では、今日、事務局がまとめたように、双方で

公表するというものであった。今日の話では、二重にやる必要がないと、割切るのも1つだし、整理が必要というのは、指摘の通りかと思う。

(事務局)紙ベースの公表と、インターネットの公表では異なる。インターネットでは正規のものが一つあればいいのではないか。インターネット上で公表された正規のものには、許諾や、著作権もその中に色々ある。事業者が地図に著作権の許諾を得て、また県が許諾を得る際の手続などを、十分に整理しないとイケない。

(委員)紙ベースの縦覧にあたって、コピーを取ることができないとしているものを、許諾を取っておけば、できるようになるのか。

(事務局)資料の4 - 1で、事務局案としては、一歩進んで、紙媒体の複製や貸出の実施を考えている。インターネットで公表しているものの中には、パソコンで印刷できないようにしているものもある。

(委員)複製を作れるか、作れないかというのは大きな違いである。

(委員)閲覧だけだったものが、PDFみたいにダウンロードでき、印刷できるような形になることもある。

(事務局)縦覧後の図書については、許諾の取り方により、県の方で複製や貸出しが可能になる。

(委員)基本的には資料4 - 1の にあがっているとおり、インターネット公表の主体は事業者で、県も許諾を得てホームページに掲載するという方向性でいいと思うが、指摘のあった配慮書の努力義務のこと、事業者のインターネット公表と県が許諾を得てインターネット公表をすることの関係性の整理をして欲しい。

(委員)わかりきったことだが、その公表は誰のためにするかということが重要であるので、公益に関わる場所はきちんとすべきだが、ここのスタンスは後ろに下がってほしくない要望する。

(委員)資料4 - 2で、公表について、事後監視の調査完了から3年という案である。また、次のステップに移れば、次の成果物に反映しているからということで、配慮書、概要書、準備書、評価書についての縦覧を次の成果物ができるまでとしている。後者については、インターネット公表であれば、縦覧後も事業者に義務付けるのは難しいだろう。前の図書を確認したい人もいるので、審査会意見等が公開終了までずっと掲載するのであれば、合わせればよいのではないかと思った。

(委員)先程も議論があったが、県のホームページに載せたものは残しておけば、前との比較ができる。

(委員)概要書でこう書いていたら、準備書以降でどうなっているかなど、突き合わせたいということもあるかもしれない。

(事務局)公表の期間の考え方は、義務付けか、要綱で許諾を取るかで異なってくるが、事業者に義務付けるのは縦覧の期間だけになるのではないか。

(委員)縦覧期間終了後の公表については、事業者にお願いをするか、県として許諾を得て載せるか、それしかないと思う。

(委員)後者の方がよいのではないか。

- (委員) そうすると、文章で規定されている縦覧期間というものの意味自体が解らなくなるのか。
- (委員) それは、意見書を出すための縦覧期間ではないか。
- (委員) 縦覧と公開の期間は別だということか。
- (事務局) 紙ベースで、縦覧した冊子はその後も見られるということを、インターネット上でもその便宜を図るように、何か考えるということか。
- (委員) 意見を受付ける期間というのは区切らないといけない。
- (委員) 縦覧とは別に、段階を踏んでアセスが行われていく節々の成果物というのは、一定の期間の工事や事後監視などが完了するまで公表して、関係する住民がアクセスできるという状態を作るという趣旨で、何か制度を作れないか。県の意見、審査会意見はずっと残るが、配慮書など自体を見ることができないのは違和感がある。
- (事務局) 条例上か、別途要綱になるか。特に事業者がノーと言わない限り掲載することができないか検討する。紙ベースでは、現行でもいつまでも残っているので、必要な時に出すことができる。
- (委員) それは、条例に盛り込めるのか、別のガイドライン等に盛り込めるのか、検討してほしい。つまり、縦覧期間終了後もインターネット上で情報にアクセスできるようにするにはどのような制度化が必要かを検討してほしい。また、資料4 - 2の3のインターネット公表のイメージに、縦覧後の公表も可能だと、図を少し修正した方が解りやすい。検討してほしいと思う
- (事務局) 公開終了が最終の事後監視調査結果報告から3年間というのはどうか。
- (委員) 3年間に理由があるのか。
- (事務局) 供用後の事後監視も3年間という目安で3年間を案としている。
- (委員) 何年でなければいけないという話ではないが。
- (委員) 県の文書管理上の年数は何年間か。
- (事務局) 1年間から永久まである。許認可なら5年間などである。
- (委員) 環境影響評価図書は何年か。
- (事務局) 書庫に引き継ぐなど、保管はしている。
- (委員) ネット上でも県や事業者のサーバーの容量があるだろうから、ずっとというわけにもいかないかもしれない。
- (事務局) 考え方については、事務局で整理する。
- (委員) あまり理屈は無いと思う。1年間か3年間かそういう区切りになるのではないか。
- (委員) 文書として保存されているのであれば、ネットはある程度でいいと思う。
- (委員) 期間終了後は紙ベースで確認することでよいだろう。
- (委員) 例えば、3年たっても極端にアクセスが多いとか、注目されている事業はケースバイケースにするというのも考えられる。
- (事務局) 法対象のものと条例対象のものとのケースも合わせて整理する必要がある。
- (委員) 一定期間の経過後は、情報にアクセスできなくなるというわけではなく、紙ベースで手続してアクセスできるということから、原則、期間については3年間を部会案と

する。ただし、社会的な関心の大きいもの、あるいは住民からのアクセスが多いものについては、延長の可能性もありえるということ、検討してはどうか。

(委員) 図の下の方で、知事意見、審査会意見などが、公開終了まで続いているが、これでよいのか。逆に言うと、これは公開終了をもって終了するということが。

(事務局) 現在、県のホームページでは、公表してからはずっと公開している。支障がない限りはずっと載せているが、最低ここまでは載せるという図である。

(委員) 県意見、審査会意見は今もずっと載っているのか。

(事務局) 載せている。しかし、県の意見を載せることまで、条例で規定することは違うと思う。

(委員) 県民から見て、条例などとは別に、このようにインターネットでは公開される。という図を作るとよい。

(事務局) 紙縦覧と電子縦覧の期間は合わせて、インターネットに載せているという期間と区別することにする。

(事務局が資料5により概要書段階での説明会について説明)

(委員) 説明会の開催は、法でも義務化しているし、条例でも義務化するのが望ましいということか。前回から問題になっていたのは、公聴会の開催まで義務化するかということだが、事務局としては、時間的な制約もあるし、概要書の段階では、住民説明会等で住民の意見等は事業者に対して伝えられるし、県にも説明会での意見が事業者から伝えられるし、あらためて、県が住民の意見を直接伺うのが公聴会だと思うがそこまでは必要ないだろうという意見か。一番大きいのは時間的に制約があるということである。または、公聴会を実施することができる制度とすることも考えられるか。

(事務局) 県が行うことについて、条例の規定をできる規定にすると、要請されると実施しない理由がないと、実施することになるだろう。

(委員) 概要書の段階で、重たい手続にしてしまうのは望ましくないだろう。

(委員) 準備書の段階で公聴会はするし、概要書の段階ではまずは説明会をすることでよいと思う。

(委員) 概要書段階での説明会の義務化からして、県民等から公聴会の開催の要望がたくさん出てくるようであれば、次回の機会に制度化することについて検討することとする。今回は説明会を規定し、県民と事業者の間で意見交換を行う。この結果を県に伝えるということではどうか。

(事務局) はい。

(事務局が資料6によりその他の事項について説明)

(委員) 要約書とはどのようなものを作成すればよいか、イメージを事業者に持ってもらうための作業というのが必要だと思うし、これは国の様子も見ながら作業することで、異論はないと思う。概要書の名称については、いかがか。

(委員) 要約書が出てきたから、概要書という名称がややこしくなった。1つの考え方とす

- れば、方法書等といった文言を使って統一すれば解決しないか。
- (事務局) 法制部局とも協議したが、改正するにも相応な理由が必要である。
- (委員) 要約書というのが出てきたので、混同しないよう改正するというのはいかがでしょうか。
- (委員) 概要書というのが、既に使われているものであるし、「概要の要約」と言った場合に、「要約」というのは動作が入ると思う。要旨を約するということだが。概要というの
はまさに名詞である。そういう意味で、概要書の要約というのは、それほど筋が通ら
ないわけではないと思う。概要するとは言わないが、要約すると言う。似てはいる
が、要旨を約したということで、ものすごくおかしいとは思わない。
- (委員) 概要書の名称については、継続審議にしておこうか。これは、おそらく条例以前か
らの名称として、定着しているとも考えられるし、一方で要約書というのを新たに導
入したことにより、名称の混乱を生じるということもあるから、それが理由にならな
いわけでもないだろう。むしろ、こういう意見があったということで、部会としては
そのままでいくが、審査会の意見を聞いてみるのもどうか。
- (事務局) 概要書という名称は、条例制定後十数年が経過し、それなりに定着しているので、
できればこのままにしたいと考えている。
- (委員) 今後の予定は。
- (事務局) 今日の指摘の点を整理し、次回は部会案をとりまとめたいと考えている。また、
審査会の総会で部会報告を行い、審議を受けた上でパブリックコメント等を実施した
いと思う。
- (委員) どういう形での取りまとめになるかを作業し、今日も繰り返し指摘があったように、
条例に盛込むことと、規則、指針、運用など、アセス制度がこういう形で動いて行く
というイメージをうまく整理してわかるように作成してはいかがか。